第六号様式（第三十二条関係）

（表）

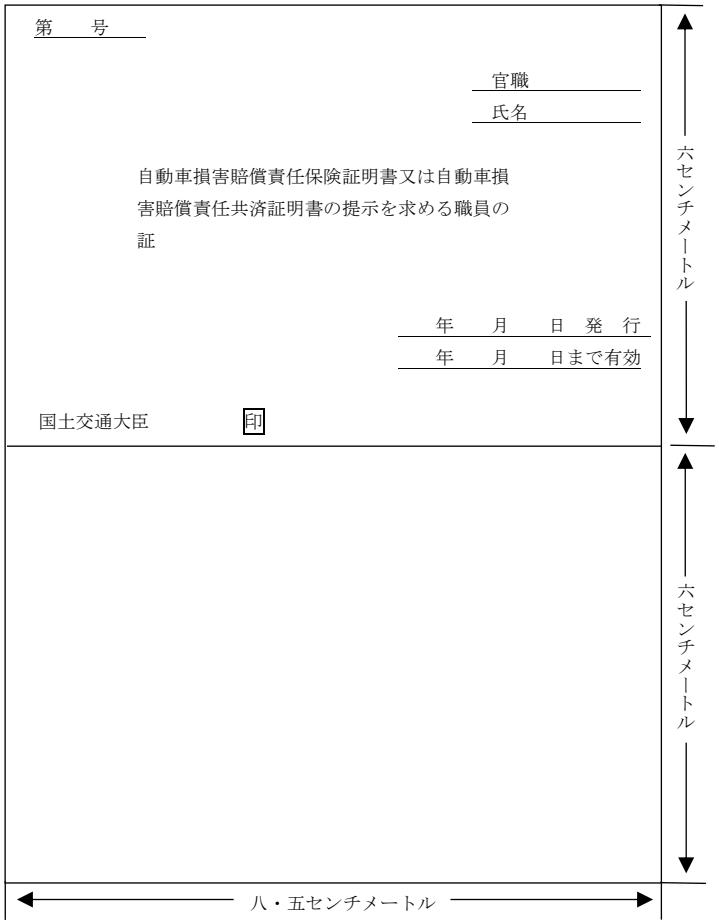

（裏）

自動車損害賠償保障法抜すい

第八十五条　国土交通大臣は、第一条の目的を達成するために必要があると認めるときは、その職員に、道路その他自動車の所在する場所において、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の提示を求めさせることができる。

２　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第八十九条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

三　第八十五条第一項の規定による提示を拒み、又は妨げた者

第九十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。